様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月３０日

豊中市長　様

提出者
住　所　大阪府豊中市南桜塚2丁目6番30号
株式会社　河崎組
氏　名　代表取締役　河﨑　守男

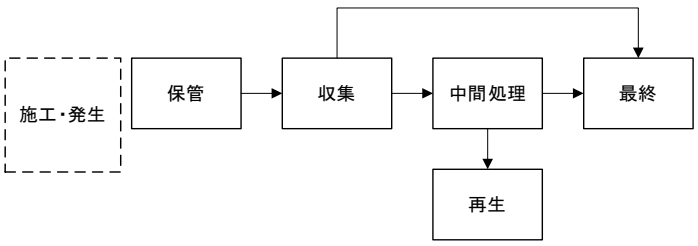
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6849-6028

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　河崎組
事業場の所在地	豊中市南桜塚２丁目６番３０号
計画期間	令和　８年　４月　１日　～　令和　９年　３月　３１日

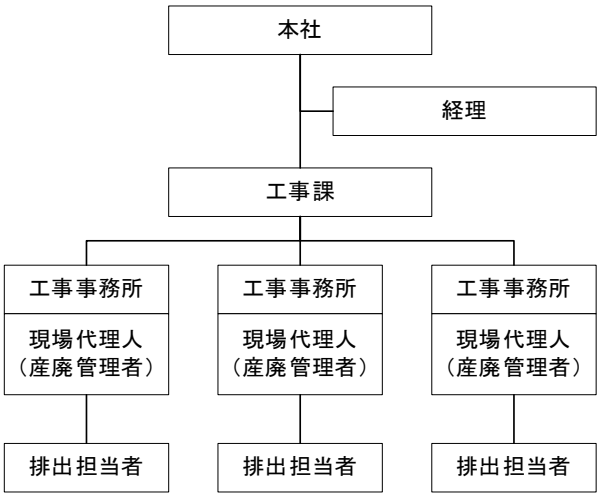
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06　総合工事業
②事業の規模	1,816百万円
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　　出　　量	116　t	23　t

（これまでに実施した取組）
①工事の建設廃棄物総排出量の目標設定

②産業廃棄物の削減方法
・施工方法の検討による廃棄物の削減（転用材の使用等）
・梱包材の削減（各専門工事会社への簡易梱包の依頼等）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　　出　　量	104　t	21　t

（今後実施する予定の取組）
①工事の建設廃棄物総排出量の目標設定

②産業廃棄物の削減方法
・施工方法の検討による廃棄物の削減（転用材の使用等）
・梱包材の削減（各専門工事会社への簡易梱包の依頼等）
・分別により有価材を選別

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
①混合廃棄物の単位排出量の目標値を設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。
②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ等

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
①混合廃棄物の単位排出量の目標値を設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。
②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ等
③金属くず、紙くずの分別により排出量を低減する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
7　t	116　t	1　t	14　t

②計画

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
7　t	104　t	1　t	12　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
6　t	10　t	39　t	4　t

②計画

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
5　t	9　t	35　t	4　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
2101　t	3　t	115　t	45　t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
1891　t	2　t	104　t	41　t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>建設汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・実施していない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>建設汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・予定していない</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>建設汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・実施していない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>建設汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・予定していない</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	伐採材、伐根材	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスコン破片
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

安定型建設系混合廃棄物	管理型建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・予定していない

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	116 t	23 t
優良認定処理業者への処理委託量	116 t	11 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定している。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
0 t	0 t	0 t	0 t

①現状

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
7 t	116 t	1 t	14 t
6 t	41 t	0 t	14 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
6 t	10 t	39 t	4 t
0 t	10 t	32 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
2101 t	3 t	115 t	45 t
0 t	0 t	60 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>建設汚泥</td><td>廃プラスチック類</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>104 t</td><td>21 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>21 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>104 t</td><td>21 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）

・電子マニフェストを導入しており、対応可能な処理業者であるとともにできる限り優良認定処理業者から選定することとしている。

・委託処理業者に対し定期的に処理状況の現地確認を行う。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

②計画

建設工事の紙くず	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	伐採材、伐根材
7　t	104　t	1　t	12　t
7　t	30　t	0　t	0　t
7　t	104　t	1　t	12　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	がれき類
5　t	9　t	35　t	4　t
5　t	9　t	35　t	4　t
5　t	9　t	35　t	4　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物	石綿含有がれき類
1891　t	2　t	104　t	41　t
20　t	0　t	104　t	1　t
1891　t	2　t	104　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。